

## 【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より及び令和元年10月1日より消費税率が引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

令和2年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
365,002 千円

### 社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,012,600	726,759	66,420	219,421
	高齢者福祉事業	28,902	1,284	6,417	21,201
	児童福祉事業	1,367,240	875,766	114,205	377,269
	小計	2,408,742	1,603,809	187,042	617,891
社会保険	介護保険事業	514,568	29,225	112,778	372,565
	国民健康保険事業	234,820	122,807	26,028	85,985
	小計	749,388	152,032	138,806	458,550
保健衛生	高齢者医療事業	100,105	63,292	8,554	28,259
	健康増進対策事業	121,867	7,795	26,506	87,566
	医療体制強化事業	17,619	0	4,094	13,525
	小計	239,591	71,087	39,154	129,350
合計		3,397,721	1,826,928	365,002	1,205,791

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。